

**実用発電用原子炉及びその附属施設における  
発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及び  
これに対する意見募集の結果について  
—重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等—**

令和元年10月2日  
原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正案について、意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

**1. 概要**

- 意見募集の期間 : 令和元年8月1日(木)から8月30日(金)まで
- 意見募集の方法 : 電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送、FAX
- 意見募集の対象 : 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正案

**2. お寄せいただいた御意見**

- 御意見数 : 7件(27通)
- 御意見に対する考え方 : 別紙1のとおり
- 御意見の原文 : 別紙2のとおり

以上

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正（案）  
 についての御意見とそれに関する考え方

No.	御意見等（要約）	考え方
<p><b>実用炉規則第92条第1項第9号</b></p>		
<p>【新旧対照表（改正後）（令和元年7月31日規制委員会時点）】＜抜粋＞</p>		
<p><b>実用炉規則第92条第1項第9号</b> 発電用原子炉施設の運転</p> <p>○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。</p>		
1	<p>➤ LCOとは米国からの用語で、通常状態を外れると、LCOに移行すると表現する。（英語で” Operations entered LCO XXX”と表現する。）        この場合LCOは行き先を示している。        本条文の用語ではLCOは通常状態を指しており、行き先でなく現在地を指してしまっている。        従って本来の用語としては、「LCOを満足していない場合」でなく「LCOへ移行した場合」とすべきである。</p>	<p>➤ 発電用原子炉施設の保安規定には、安全機能を確保するために必要な動作可能機器等の台数や原子炉の状態ごとに遵守すべき温度・圧力等の制限が定められており、これを（運転状態に対応した）「運転上の制限」（LCO：Limiting Conditions for Operation）としています。        また、事業者は、保安規定に定められている機器等に不適合が生じ、「運転上の制限」を満足していないと判断した場合、LCO逸脱を宣言し、あらかじめ定められた時間内に当該機器を復旧させるか、それができない場合は原子炉を停止させるなどの措置を講じることとしています。        以上のように、発電用原子炉施設の保安規定に用いているLCOは、運転を行う上で遵守すべき制限事項であることから、原文のとおりとします。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
2	<p>➤ 基準規則第 42 条（特重施設）及び第 43 条（SA 設備）によれば、重大事故等対処設備と特定重大事故等対処施設は別々に要求されているため、LCO 設定の考え方も異なることから、「重大事故等対処設備」と「特定重大事故等対処施設を構成する設備」を併記してはいかがでしょうか。</p> <p>➤ また、「等」が示すものを合わせて明記頂けないでしょうか。</p>	<p>➤ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）の第 2 条第 12 号の定義において、特定重大事故等対処施設は重大事故等対処施設の一部としており、特定重大事故等対処施設を構成する設備は重大事故等対処設備に該当することから、今般明確化のために記載を追加したものです。 従って、原案のとおりとします。</p> <p>➤ LCO 設定の対象について、現行の保安規定においては、基本的に重要度の高い安全機能を有する系統及び機器（原子力安全委員会の「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」における「PS-1、MS-1、MS-2（重要度の特に高い安全機能を有する設備等）」に該当する設備）及び重大事故等対処設備を対象としていますが、一部それら以外の機器も含まれています。このような状況も踏まえて、限定を避けるため「等」を付しているものです。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
<b>実用炉規則第92条第1項第22号及び第23号（共通）</b>		
【新旧対照表（改正後）（令和元年7月31日規制委員会時点）】＜抜粋＞		
<u>実用炉規則第92条第1項第22号</u> 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）<u>については、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u>  <u>なお、（略）</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2.（略）</li> <li>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。<u>なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</u></li> <li>4. ～7.（略）</li> </ol> （略）</li> <li>○ <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講ずることが定められていること。</u></li> </ul>		①
<u>実用炉規則第92条第1項第23号</u> 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）<u>に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2.（略）</li> <li>3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。<u>なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</u></li> <li>4. ～7.（略）</li> </ol> </li> <li>○ <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講ずることが定められていること。</u></li> </ul>		①  ②

No.	御意見等（要約）	考え方
3	<p>（第22号①及び第23号①について）</p> <p>➤ 「使用を開始する前にあらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること」を保安規定に規定することを求める内容を、そのまま保安規定に書いてしまうと、 保安規定適用開始 → 教育・訓練の実施 → 施設使用開始の流れとなってしまうおそれがあり、施設の使用開始に先立って保安規定の適用を開始する必要がある。 これまでは、施設の使用開始をもって保安規定の適用と考えていたことから、その流れが逆転することになる。 また、施設の使用前検査が仮に完了しても、保安規定が適用開始された後に教育・訓練を実施し、おそらくそれを保安検査（原子力規制検査）で確認した後でなければ使用できないこととなり、保安規定の早期認可が施設の使用前検査完了後直ちに使用開始する上で必須になる。 本来、保安規定は施設の運用開始後に適用するものなので、この教育・訓練が使用開始に当たって必須のものであるならば、保安規定に記載するのではなく、現状の再稼働保安規定のように附則に記載することが適当であると考える。</p>	<p>➤ 本要求事項については、保安規定で定める重大事故等及び大規模損壊への対処のための手順を確実に実施するとの観点から、保安規定の適用を開始した上で、当該保安規定に基づき必要な教育及び訓練を実施し、その後に当該施設の使用を開始することを求めることとしたものです。実施時期については、当該施設の使用前検査（新検査制度開始後は使用前事業者検査）の終了までに、必要に応じて一部使用承認等の手続きを行った上で、必要な教育及び訓練を実施することを想定しています。なお、教育及び訓練の一部について、必要に応じて、保安規定の認可前に実施することを否定するものではありません。 保安規定の記載箇所については、恒久的な要求事項は、附則ではなく本則に記載することが適切と考えられます。 いずれにせよ、運用方法等の妥当性については、今後の保安規定の審査において確認を行っていきます。 また、必要な教育及び訓練が適切に実施されていることについては、原則当該施設の使用開始前までに保安検査（新検査制度開始後は原子力規制検査）で確認することとし、保安検査の具体的な手法等については今後事業者の意見も踏まえつつ検討を行っていきます。</p> <p>訓練の内容については、原子炉設置（変更）許可申請書に記載された有効性評価の前提条件や実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（以下「技術的能力審査基準」という。）への適合方針なども考慮して定められるものと考えられ、今後の保安規定の審査においてその妥当性の確認を行っていきます。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
		<p>なお、従来の訓練内容と重複する部分であって、力量維持や成立性の確認がなされている部分について、必ずしも改めて実施を要求するものではありません。</p> <p>以上から原案のとおりとします。</p>
4	<p>（第22号①及び第23号①について）</p> <p>➤ 「あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること」とあるが、使用開始前の教育訓練は、あくまでも第3条品質保証計画に基づく力量付与及び第12条運転員等の確保のためのものであり、本記載を審査基準に規定したところで、適用されるのは保安規定が認可された後になることから適当ではないと考える。また、使用を開始したのち（設置後）にしか実施できない教育及び訓練もあることから、新たな定めは不要と考える。</p>	<p>➤ 同上</p>
5	<p>（第22号①及び第23号①について）</p> <p>➤ 保安規定の内容は主に設備の運用に関する事項を規定していると理解している。設備の運用前に教育や訓練を行うことは保安規定本文ではなく、附則へ記載する事項との理解でよいか。</p>	<p>➤ 同上</p>
6	<p>（第22号①及び第23号①について）</p> <p>➤ この記載の追加により、事業者が設備改善等を行った場合、その使用前に、新規制基準適用後の再稼動前とその後現在も継続実施している成立性確認訓練規模のもの、および現在実施している大規模損壊対応訓練規模のものを実施するものと考えている。実施内容として、その設備改善等に伴い、訓練全体を通して有効性を確認するが、既存の訓練で継続的に実施・確認されているものについては、適宜条件付与（模擬実施含む）等に置き換えることを考えているが、その理解でよいか。</p>	<p>➤ 同上</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
7	<p>（第22号①について）</p> <p>➤ 特重施設のSA活用に係る訓練については、SA訓練のシナリオに沿って関係箇所との連携を確認しながら実働も伴う訓練を行うことを考えているが、SA訓練と重複する部分については、既存のSA訓練で継続的に実施されていることから、適宜条件付与（模擬実施含む）等に置き換えることを考えているが、その理解でよいか。</p>	<p>➤ 同上</p>
8	<p>（第22号①及び第23号①について）</p> <p>➤ 教育・訓練の実施にあたっては、保安規定認可前に行った教育・訓練について、その教育・訓練が、認可、施行後の時点においても有効であることが確認できれば、使用を開始する前の教育・訓練として問題ないと考えますが、その認識でよいか。また、特重施設のSA活用に係る訓練についても同じ認識でよいか。</p>	<p>➤ 同上</p>
9	<p>（第22号①について）</p> <p>➤ 特重施設のSA活用に係る訓練については、決まった時間内に事故を収束させることが目的でなく、適宜、実働や模擬を取り入れつつ、手順通り関係箇所との連携が取れること及び状況に応じて特重施設を選択できることを示すことになると考える。よって、使用開始までに実施する訓練においても整備した特重施設のSA活用に係る手順通り対応できることを確認されるとの認識でよいか。</p>	<p>➤ 同上</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
10	<p>（第22号②及び第23号②について）</p> <p>➤ （意見）手順書に固執せず、状況に応じた対応を指向することは合理的と考えられる。反面、実際に処置をとる際に、意思決定のプロセスと処置の責任の所在がはっきりしていないと事故現場が混乱する懸念がある。重大事故等発生時に実効性のある対応が取れるように、事業者と原子力規制委員会が事前の準備を進めるべきである。</p> <p>（理由）手順書によらないことにより、指揮系統と前線で対応する現場とで認識のずれが発生し、事故対応に影響を及ぼす懸念があるため。</p>	<p>➤ 本要求事項については、安全確保の一義的責任は事業者が負うことを踏まえ、事業者に対して、事前に十分な検討を行い、手順書を整備することを前提としつつ、臨機の対応が必要な場合には、必ずしもあらかじめ定めた手順によることなく、事故収束に必要な措置を講じることを求めるものです。</p> <p>御指摘のありました臨機の措置を講じる場合の意思決定のプロセス等については、今後の保安規定の審査等において事業者の方針を確認していきます。</p>



No.	御意見等（要約）	考え方
<b>実用炉規則第92条第1項第22号</b>		
【新旧対照表（改正後）（令和元年7月31日規制委員会時点）】＜抜粋＞		
実用炉規則第92条第1項第22号 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備		
<p>○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。  <u>なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項を含むこと。</u>  （略）</p>		①
<p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</u></p>		②
<p>1. <u>法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書又は法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p>2. <u>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</u>  <u>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2.に関するものを除く。）については記載を要しない。</u></p>		③
<p>○ <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生の防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講ずることが定められていること。</u></p>		④

No.	御意見等（要約）	考え方
1 1	<p>(①について)</p> <p>➤ 重大事故発生時における保全活動を行う体制について「大型航空機の衝突、その他テロによるものを除く。」となっているが、この部分が抜けていては意味がない。どうするのか？「大型航空機の衝突、その他テロによるもの」、これこそが一番重要な項目で有る。</p>	<p>➤ ご指摘のありました特定重大事故等対処施設を用いて原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対処を行うことについては、特定重大事故等対処施設の本来の設置目的であり、改正前から審査基準における大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動に含まれています。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対処を行うことを目的とした施設ですが、その他の要因による重大事故等時にも有効に活用されるべきと考えます。</p> <p>そのため、今回の改正においては、重大事故等発生時の保全のための措置について、「特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項を含むこと」を要求したものです。</p> <p>以上から、原案のとおりとします。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
12	<p>(①について)</p> <p>➤ カッコ書きの「特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。」は、A P Cだけを除く記載（「重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）」）となっていますが、この22号はS Aに関する記載であるため、A P Cだけでなく大規模な自然災害対応も除かれるべきではないかと考えます。よって、この（ ）書きは「(実用炉規則第92条第1項第23号に係る事項を除く。）」とすべきと考えます。</p>	<p>➤ 括弧内で「原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。」と記載した理由について、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対処に特定重大事故等対処施設を使用することは、当該施設の本来の目的であって当然のことであり、それ以外の要因による重大事故等時にも当該施設を有効に活用することを要求するとの今回の改正の趣旨を明確化するためです。</p> <p>なお、大規模な自然災害による発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合の措置については、第23号「大規模損壊発生における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備」にて確認すべき事項を定めているため、第22号において除外を記載する必要はありません。</p> <p>以上から、原案のとおりとします。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
1 3	<p>(③ 1. について)</p> <p>➤ ②と③ 1. の冒頭から「…成立性に係る事項が定められ、」までの記載の内容が重複していると考え。</p> <p>➤ また、③ 1. の「定められた内容が…妨げるものでないこと。」が④と重複している。よって、③ 1. を削除することが適切と考える。仮に③ 1. を残すのであれば、③ 3. の「・・・判断基準等（2. に関するものを除く。）については記載を要しない。」の（ ）内を「前項、1. および 2. に関するものを除く。」とすることが適切と考える。</p>	<p>➤ ②の記載は設置許可申請書等に記載された基本的内容を満足するよう定められていることとの一般的な原則を示すものであるのに対し、③ 1. の当該記載は手順に限定して設置許可申請書の記載事項のうち保安規定に記載すべき範囲を定めるものであって、両者は互いに異なる要求であることから、重複記載ではありません。従って、原案のとおりとします。</p> <p>➤ ③ 1. の当該記載は保安規定において手順に関して定めた内容が「重大事故等に対しの確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと」を求めるものであるのに対し、④の記載は臨機の措置として「あらかじめ社内規定類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じる」旨を保安規定に定めることを要求するものであって、両者は互いに異なる要求であることから、重複記載ではありません。従って、原案のとおりとします。</p>
1 4	<p>(③ 1. について)</p> <p>➤ 「対応手段」、「重要な配慮事項」とは、それぞれ設置変更許可本文に記載している「対応手順等」、「配慮すべき事項」に当たると考えているが、「有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項」とはどういったことを意図しているのか。</p>	<p>➤ 例えば、有効性評価の前提条件となっている現場操作等の成立性に係る事項、具体的には操作ごとの要員数及び想定時間などが「有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項」に該当します。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
15	<p>(③2. について)</p> <p>➤ 「基本的な考え方」については、既に、現行の保安規定本文条文「重大事故等発生時の体制の整備」およびそれに紐づく添付3において、「財産保護よりも安全を優先すること」、「炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するための判断基準を社内標準に定めること」として、記載されているとの認識でよいか。</p>	<p>➤ 御指摘のとおり、新規基準に基づき認可された現行の保安規定の添付書類においても「炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するための判断基準」として、幾つかの事項が挙げられています。それらの内容については、特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可において、今回の審査基準の改正内容も踏まえた変更、追加等が必要と考えられ、今後の保安規定の審査において妥当性の確認を行っていきます。</p>
16	<p>(③3. について)</p> <p>➤ 「判断基準」については、③2. 以外については記載を要しないとなっているが、③2. の記載であれば「判断基準の基本的な考え方」は全ての手順に記載する必要があるように読み取れる。「判断基準」の記載の扱いについて明確にして頂きたい。具体的にはフィルタベントのみということでしょうか。</p>	<p>➤ 本要求事項については、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等について、判断基準の基本的な考え方を定めることを求めるものであり、必ずしも全ての個別手順について、判断基準の記載を求めるものではありません。なお、設置許可段階の技術的能力審査基準1.0共通事項の解釈1 b)においても、同様の趣旨の要求があり、例示として、ほう酸水注入系（SLCS）、海水及び格納容器圧力逃がし装置が挙げられています。</p> <p>具体的な記載の範囲については、プラントごとの相違を踏まえて、事業者が自ら検討を行い設定すべきものであり、限定列挙することはなじまないと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、記載内容の妥当性については、今後の保安規定の審査において確認を行っていきます。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
17	<p>(③3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「記載を要しない。」の対象として、「優先順位」、「判断基準」があるが、これは③1. の「有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項」のうちの「優先順位」、「判断基準」であるとの認識でよいか。</li> <li>➤ また、「措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等」の「等」は、例えば「作業性」を意味するものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「優先順位」、「判断基準」とは、それぞれ新規基準に基づき認可された現行の保安規定における手順表の「配慮事項」のうち「優先順位」、「対应手順等」のうち「手順着手の判断基準」を指します。</li> <li>➤ 御指摘のとおり「等」は、新規基準に基づき認可された現行の保安規定における手順表の「配慮事項」のうち「作業性」などを指します。</li> </ul> <p>※ 令和元年6月26日原子力規制委員会資料3参考「特定重大事故等対処施設設置後における保安規定の記載範囲のイメージについて」を参照下さい。</p>
18	<p>(③2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 格納容器圧力逃し装置に係る記載はBWRへ向けた記載とのごとでよいか。PWRは大規模損壊で対応することとなるため、BWRへ向けた記載であれば、その旨を明確にしていきたい。 PWRに適用されるのであれば、「実用炉規則第92条第1項第23号」（大規模損壊）に対応する審査基準への記載が適切であると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該記載については、今回の審査基準の改訂方針を踏まえて、特定重大事故等対処施設として申請された「格納容器圧力逃がし装置」を、重大事故等発生時（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）にも使用することも想定して、「格納容器圧力逃がし装置」の使用に係る優先順位の考え方等を示したものであり、PWRにも適用されます。なお、許可段階の技術的能力審査基準1.7の解釈において、設置許可基準規則第50条に基づく重大事故等対処設備である「格納容器圧力逃がし装置」の優先順位の考え方については既に同様の記載がありますが、特定重大事故等対処施設である「格納容器圧力逃がし装置」を重大事故等発生時に使用する場合の優先順位の考え方については今回明確化する必要があり、本審査基準に追加したものです。 従って、原案のとおりとします。</li> </ul>

No.	御意見等（要約）	考え方
19	<p>(③2. について)</p> <p>➤ 「格納容器圧力逃がし装置」について、特記されているが、今後、同様に判断基準を明確化が必要となる設備が設置されるような場合があった場合も想定されることから、特定の記載である「原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、・・・こと。」については、必要ないのではないか。</p> <p>「原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、・・・こと。」の記載については、例示として記載することで良いと考える。</p>	<p>➤ 御指摘のとおり、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等について、判断基準の基本的な考え方を定めるべき対象は、「格納容器圧力逃がし装置」に限定されるものではありません。(No. 16を参照下さい。)</p> <p>しかしながら、当該記載については、格納容器圧力逃がし装置を使用する場合の手順として遵守が必要な事項を特に定めたものであることから、単なる例示ではありません。</p> <p>従って、原案のとおりとします。</p>
20	<p>(③2. について)</p> <p>➤ 「必要な状況」とは、設置許可の記載内容を、保安規定にも定めるとの理解で良いか。</p>	<p>➤ 「必要な状況」とは、記載のとおり「原子炉格納容器内の圧力が高い場合」など、原子炉格納容器破損防止の観点から、緊急に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる必要がある場合を指します。</p> <p>なお、PWRについては、今回の審査基準の改訂方針を踏まえて、特定重大事故等対処施設として申請された「格納容器圧力逃がし装置」を、重大事故等発生時（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）にも使用することを想定しています。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
2 1	<p>(③2. 及び③3. について)</p> <p>➤ 「実用炉規則第92条第1項第23号」にも同様に要求されるとの認識で良いか。</p>	<p>➤ ③2. 及び③3. の要求事項については、重大事故等発生時の手順を対象としており、設置（変更）許可申請書の手順に係る記載事項のうち保安規定に記載する範囲等を定めるものです。一方、大規模損壊発生時の手順については、事象の性質等に鑑み、新規制基準に基づき許可された設置（変更）許可申請書において手順の優先順位等の詳細は記載されておらず、記載すべき範囲等の細目を定める必要はありません。</p> <p>今回の御指摘を受けて、改めて重大事故等発生時と大規模損壊等発生時の要求事項の比較を行ったところ、③1. の要求事項のうち、「保安規定に定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと」については、同様に大規模損壊発生時にも要求する必要があると考えられることから、「大規模損壊の発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと」との記載を追加します。</p>



No.	御意見等（要約）	考え方
<b>実用炉規則第92条第1項第23号</b>		
<p>【新旧対照表（改正後）（令和元年7月31日規制委員会時点）】＜抜粋＞</p> <p><b>実用炉規則第92条第1項第23号</b> 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（<u>特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。</u>）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>1. 2.（略）</p> <p>3. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的</u>に実施すること。なお、<u>重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</u></p> <p>4. ～7.（略）</p> <p>○ <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講ずることが定められていること。</u></p>		
22	<p>（①について）</p> <p>➤ 特重施設は大規模損壊発生時に使用する設備であることが明確であると考え、カッコ書きの「特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。」を改めて追加するのは、第22号との整合のためか。</p>	<p>➤ ご指摘のとおり、特定重大事故等対処施設を用いて原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対処を行うことについては、改正前から審査基準に含まれますが、明確化の観点から今回記載を追加したものです。</p>

No.	御意見等（要約）	考え方
<b>表記に係る御意見等</b>		
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各ページの改正前欄の段落の文頭の「字下げ」は、現行規程にはないものでは？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 御指摘を踏まえて修正します。</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2ページの凡例の「傍線部分」は、「下線部分」の誤記ではないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 誤記であり、御指摘を踏まえて「下線部分」に修正します。</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2ページの改正後欄の12行目の「43」は、現行規程どおり全角で「43」と記載したほうがよいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 御指摘を踏まえて修正します。</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3ページの改正後欄の11行目「・・・すること。」：文末は、他の箇所と同様に「定められていること。」としたほうがよいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該記載「次に掲げるとおりとすること」の具体的な内容には、「(前略) 妨げるものでないこと」や「(前略) 記載を要しない」が含まれており、必ずしも全てが保安規定に定めることとの要求ではないため、一般的な表現を用いています。従って、原案のとおりとします。</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3ページの改正後欄の12行目等の「法」は、どの法律を指しているのですか？（原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法、・・・）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 御指摘を踏まえて「原子炉等規制法」に修正します。</li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3ページの改正後欄の12行目等の「設置許可申請書」は「原子炉設置許可申請書」と記載したほうがよいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 御指摘を踏まえて、「原子炉設置許可申請書」、「原子炉設置変更許可申請書」に表現を統一します。</li> </ul>

No.	御意見等（要約）	考え方
29	➤ 3ページの改正後欄の12行目の「申請書」：添付書類は対象としないのですか？	➤ 当該箇所で記載を要求している「対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項」については、現行の新規制基準適合性審査において規則、審査基準、ガイド等に基づき確認を行った結果、申請書において記載されている事項であり、原案のとおりとします。
30	➤ 4ページの改正後欄の最下行から上に5行目「教育及び訓練」の対象は、2行前の「要員」と理解してよろしいか？	➤ ご理解のとおりです。
31	➤ 4ページの改正後欄の最下行から上に1行目「講ずる」は、他の箇所と同様に「講じる」と記載したほうがよいと思います。	➤ ご指摘を踏まえて「講じる」に表現を統一します。

No.	御意見等（要約）	考え方
<b>その他関連する御意見等</b>		
3 2	<p>➤ 今回の審査基準の見直しに係る対応は基本的に特重施設の使用開始までに実施することとするが、保安規定の審査を進める中で、全社的に方針の見直しが必要となる場合は、個別審査ではなく、事業者全体との意見交換にて議論すべき内容であることから、改めて対応方針及び必要とする期間について、事業者意見を聞く場を設けていただきたい。</p>	<p>➤ 今回の審査基準の見直しについて、事業者の意見を聴取した結果、経過措置期間の設定の考え方を含めて異論は示されていません。（令和元年7月31日原子力規制委員会資料5別添「特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定の審査方針に関する会合」（令和元年7月4日及び16日）の結果概要等」を参照下さい。）</p> <p>保安規定の改正内容については、今後の審査にて確認を行います。</p> <p>事業者との意見交換については、要望があれば必要に応じて対応を行うなど、引き続き、事業者との適切なコミュニケーションを図っていきます。</p>
3 3	<p>➤ 特重施設のSA活用においては、審査基準案のご趣旨どおり、保安規定の下部規定で優先順位を設定するものと考えており、保安規定審査においては、下部規定の個別詳細ではなく、例示を示しつつ優先順位設定の考え方について審査いただくとの理解でよいか。</p>	<p>➤ 基本的には、個別手順の優先順位については、下部規定にて設定がなされ、訓練の結果等を踏まえ、必要に応じ見直しが行われるべきものであり、今後の保安規定の審査において、下部規定の記載内容の適切性を網羅的に確認することは想定していません。</p> <p>いずれにせよ、今後の保安規定の審査においては、保安規定審査基準に基づき、災害の防止上十分なものであることの確認を厳格に行っていきます。</p>
3 4	<p>➤ 対策として自衛隊を各原発所に配備し、場合に寄り、対空ミサイル等を配備すべきくらいの事象である。現実に起きた3.11を振り返るとき現存する原発に対し「国策・原発」の保全のため、自衛隊員を警戒につかせることは理にかなっている。また、放射能漏れの大事故時でも、ロシアの消防士の様に、身を賭して、原子炉配管のバルブを閉める作業も義務付けるべきである。</p>	<p>➤ 武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき、必要な対策を講じることとしています。</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の  
一部改正（案）についての御意見

No.	御意見
1	<p>LCO とは米国からの用語で、通常状態を外れると、LCO に移行すると表現する。 （英語で” Operations entered LCO XXX” と表現する。） この場合 LCO は行き先を示している。</p> <p>本条文の用語では LCO は通常状態を指しており、行き先でなく現在地を指してしまっている。</p> <p>従って本来の用語としては、「LCO を満足していない場合」でなく「LCO へ移行した場合」とすべきである。</p>
2	<p>実用炉規制第 9 2 条第 1 項第 2 2 号 重大事故発生時における保全活動を行う体制について「大型航空機の衝突、その他テロによるものを除く。」となっているが、この部分が抜けていては意味がない。どうするのか？「大型航空機の衝突、その他テロによるもの」、これこそが一番重要な項目で有る。</p> <p>対策として自衛隊を各原発所に配備し、場合に寄り、対空ミサイル等を配備すべきくらいの事象である。現実に起きた 3. 1 1 を振り返るとき現存する原発に対し「国策・原発」の保全のため、自衛隊員を警戒につかせることは理にかなっている。また、放射能漏れの重大事故時でも、ロシアの消防士の様に、身を賭して、原子炉配管のバルブを閉める作業も義務付けるべきである。一番起こりうる事案を抜きにして、枝葉末節のみを改正するは、本末転倒と考えるが如何か。</p>
3	<p>【該当箇所】 実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号 ○重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項を含むこと。</p> <p>【確認箇所】 カッコ書きの「特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。」は、A P C だけを除く記載となっていますが、この 22 号は S A に関する記載であるため、A P C だけでなく大規模な自然災害対応も除かれるべきではないかと考えます。よって、この（ ）書きは「(実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号に係る事項を除く。）」とすべきと考えます。</p>
4	<p>【該当箇所】 実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号</p>

	<p>○発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、《略》</p> <p><b>【確認事項】</b>  基準規則第 42 条（特重施設）及び第 43 条（S A 設備）によれば、重大事故等対処設備と特定重大事故等対処施設は別々に要求されているため、L C O 設定の考え方も異なると考えることから、「重大事故等対処設備」と「特定重大事故等対処施設を構成する設備」を併記してはどうかでしょうか。  また、「等」が示すものを合わせて明記頂けないでしょうか。</p>
5	<p><b>【該当箇所】</b>  実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号  3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p><b>【確認箇所】</b>  「あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること」とあるが、使用開始前の教育訓練は、あくまでも第 3 条品質保証計画に基づく力量付与及び第 12 条運転員等の確保のためのものであり、本記載を審査基準に規定したところで、適用されるのは保安規定が認可された後になることから適当ではないと考える。また、使用を開始したのち（設置後）にしか実施できない教育及び訓練もあることから、新たな定めは不要と考える。</p>
6	<p><b>【該当箇所】</b>  実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号  ○大規模な自然災害 《中略》 発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p><b>【確認事項】</b>  特重施設は大規模損壊発生時に使用する設備であることが明確であると考えますが、カッコ書きの「特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。」を改めて追加するのは、第 22 号との整合のためか。</p>
7	<p><b>【該当箇所】</b>  実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号  ○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。  2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。  原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、・・・・・・・・</p> <p>3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2. に関するものを除く。）について</p>

	<p>は記載を要しない。</p> <p><b>【確認事項】</b></p> <p>3. 項では「判断基準」については、2. 項以外については記載を要しないとなっているが、2. 項の記載であれば「判断基準の基本的な考え方」は全ての手順に記載する必要があるように読み取れる。「判断基準」の記載の扱いについて明確にして頂きたい。</p> <p>具体的にはフィルタベントのみということでしょうか。</p>
8	<p><b>【該当箇所】</b></p> <p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号</p> <p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、・・・・・・・・</p> <p>3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2. に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p><b>【確認事項】</b></p> <p>2.及び 3.の定めは、「実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号」にも同様に要求されるとの認識で良いか。</p>
9	<p><b>【該当箇所】</b></p> <p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号</p> <p>3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p><b>【確認事項】</b></p> <p>「あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること」とあるが、使用開始前の教育訓練は、あくまでも第 3 条品質保証計画に基づく力量付与及び第 12 条運転員等の確保のためのものであり、本記載を審査基準に規定したところで、適用されるのは保安規定が認可された後になることから適当ではないと考える。また、使用を開始したのち（設置後）にしか実施できない教育及び訓練もあることから、新たな定めは不要と考える。</p>
10	<p>今回の審査基準の見直しに係る対応は基本的に特重施設の使用開始までに実施することとするが、保安規定の審査を進める中で、全社的に方針の見直しが必要となる場合は、個別審査ではなく、事業者全体との意見交換にて議論すべき内容であることから、改めて対応方針及び必要とする期間について、事業者意見を聞く場を設けていただきたい。</p>
11	<p>特重施設の SA 活用においては、審査基準案のご趣旨どおり、保安規定の下部規定で優先順位を設定するものと考えており、保安規定審査においては、下部規定の個別詳細ではなく、例示を示しつつ優先順位設定の考え方について審査いただくとの理解でよいか。</p>

12	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号</p> <p>3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p>とあるが、保安規定の内容は主に設備の運用に関する事項を規定していると理解している。設備の運用前に教育や訓練を行うことは保安規定本文ではなく、附則へ記載する事項との理解でよいか。</p>
13	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号</p> <p>○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>1. 法第 43 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書又は法第 43 条の 3 の 8 第 1 項に基づく設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項</p> <p>とあるが、「対応手段」、「重要な配慮事項」とは、それぞれ設置変更許可本文に記載している「対応手順等」、「配慮すべき事項」に当たると考えているが、「有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項」とはどういったことを意図しているのか。</p> <p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号</p> <p>○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>とあるが、2. 項の格納容器圧力逃がし装置に係る記載はBWRへ向けた記載とのことでよいか。PWRは大規模損壊で対応することとなるため、BWRへ向けた記載であれば、その旨を明確にしていきたい。</p> <p>PWRに適用されるのであれば、「実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号」（大規模損壊）に対応する審査基準への記載が適切であると考えている。</p>
14	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号</p> <p>3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p>とあるが、保安規定の内容は主に設備の運用に関する事項を規定していると理解している。設備の運用前に教育や訓練を行うことは保安規定本文ではなく、附則へ記載する事項との理解でよいか。</p>
15	<p>「○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとするこ</p>



	<p>と。</p> <p>1. 法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書又は法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。」</p> <p>との記載があるが、上記内容の前半部分は前段で同様の記載がされていることから二重の記載は不要と考える。</p> <p>また後半の記載である「定めた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。」との記載は再下段の記載である「あらかじめ社内規定類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講ずることが定められていること。」との記載と同様の意味であることから二重の記載は不要と考える。</p>
16	<p>実用炉規則第92条第1項第22号</p> <p>3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p>とあるが、特重施設のSA活用に係る訓練については、SA訓練のシナリオに沿って関係箇所との連携を確認しながら実働も伴う訓練を行うことを考えているが、SA訓練と重複する部分については、既存のSA訓練で継続的に実施されていることから、適宜条件付与（模擬実施含む）等に置き換えることを考えているが、その理解でよいか。</p>
17	<p>実用炉規則第92条第1項第22号</p> <p>3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p>とあるが、特重施設のSA活用に係る訓練については、決まった時間内に事故を収束させることが目的でなく、適宜、実働や模擬を取り入れつつ、手順通り関係箇所との連携が取れること及び状況に応じて特重施設を選択できることを示すことになると考える。よって、使用開始までに実施する訓練においても整備した特重施設のSA活用に係る手順通り対応できることを確認されるとの認識でよいか。</p>
18	<p>提出意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ページの改正前欄の段落の文頭の「字下げ」は、現行規程にはないものでは？</li> <li>・2ページの凡例の「傍線部分」は、「下線部分」の誤記ではないか？</li> <li>・2ページの改正後欄の12行目の「43」は、現行規程どおり全角で「43」と記載したほうがよいと思います。</li> <li>・3ページの改正後欄の11行目「・・・すること。」：文末は、他の箇所と同様に「定められていること。」としたほうがよいと思います。</li> <li>・3ページの改正後欄の12行目等の「法」は、どの法律を指しているのですか？（原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法、・・・）</li> <li>・3ページの改正後欄の12行目等の「設置許可申請書」は「原子炉設置許可申請書」と記載したほうがよいと思います。</li> <li>・3ページの改正後欄の12行目の「申請書」：添付書類は対象としないのですか？</li> </ul>

	<p>・ 4 ページの改正後欄の最下行から上に 5 行目「教育及び訓練」の対象は、2 行前の「要員」と理解してよろしいか？</p> <p>・ 4 ページの改正後欄の最下行から上に 1 行目「講ずる」は、他の箇所と同様に「講じる」と記載したほうがよいと思います。</p>
19	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号に係る審査基準案において</p> <p>「○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>1. 法第 43 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書又は法第 43 条の 3 の 8 第 1 項に基づく設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項・・・</p> <p>3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2. に関するものを除く。）については記載を要しない。」</p> <p>との記載があるが、3. 項の「記載を要しない。」の対象として、「優先順位」、「判断基準」があるが、これは 1. 項の「有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項」のうちの「優先順位」、「判断基準」であるとの認識でよいか。</p> <p>また、3. 項の「措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等」の「等」は、例えば「作業性」を意味するものか。</p>
20	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号および第 23 号の両号に係る審査基準案の教育及び訓練に係る項において、「3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。」の記載が追加されているが、「使用を開始する前にあらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること」を保安規定に規定することを求める内容を、そのまま保安規定に書いてしまうと、</p> <p style="padding-left: 2em;">保安規定適用開始 → 教育・訓練の実施 → 施設使用開始</p> <p>の流れとなってしまうおそれがあり、施設の使用開始に先立って保安規定の適用を開始する必要が生じる。</p> <p>これまでは、施設の使用開始をもって保安規定の適用と考えていたことから、その流れが逆転することになる。</p> <p>また、施設の使用前検査が仮に完了しても、保安規定が適用開始された後に教育・訓練を実施し、おそらくそれを保安検査（原子力規制検査）で確認した後でなければ使用できないこととなり、保安規定の早期認可が施設の使用前検査完了後直ちに使用開始する上で必須になる。</p> <p>本来、保安規定は施設の運用開始後に適用するものなので、この教育・訓練が使用開始に当たって必須のものであるならば、保安規定に記載するのではなく、現状の再稼動保安規定のように附則に記載することが適当であると考える。</p>
21	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号に係る審査基準案において、</p> <p>「○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の</p>

	<p>基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。」</p> <p>との記載があるが、この記載にある「必要な状況」とは、設置許可の記載内容を、保安規定にも定めるとの理解で良いか。</p>
22	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号および第 23 号の両号に係る審査基準案の教育及び訓練に係る項において、「3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。」の記載が追加されているが、この記載の追加により、事業者が設備改善等を行った場合、その使用前に、新規制基準適用後の再稼動前とその後現在も継続実施している成立性確認訓練規模のもの、および現在実施している大規模損壊対応訓練規模のものを実施するものと考えている。</p> <p>実施内容として、その設備改善等に伴い、訓練全体を通して有効性を確認するが、既存の訓練で継続的に実施・確認されているものについては、適宜条件付与（模擬実施含む）等に置き換えることを考えているが、その理解でよいか。</p>
23	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号および第 23 号の両号に係る審査基準案の教育及び訓練に係る項において、「3.《略》なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。」の記載が追加されているが、教育・訓練の実施にあたっては、保安規定認可前に行った教育・訓練について、その教育・訓練が、認可、施行後の時点においても有効であることが確認できれば、使用を開始する前の教育・訓練として問題ないと考えますが、その認識でよいか。また、特重施設の SA 活用に係る訓練についても同じ認識でよいか。</p>
24	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号に係る審査基準案において、</p> <p>「○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第 43 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 43 条の 3 の 8 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</p> <p>○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>1. 法第 43 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書又は法第 43 条の 3 の 8 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び</p>

	<p>温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2. に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>○重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生の防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講ずることが定められていること。」</p> <p>との記載があるが、最初の○と2番目の○の1項の冒頭から「…成立性に係る事項が定められ、」までの記載の内容が重複していると考える。</p> <p>また、1項の「定められた内容が…妨げるものでないこと。」が最後の○項と重複している。よって、1項を削除することが適当と考える。</p> <p>仮に1項を残すのであれば、3項の「・・・判断基準等（2. に関するものを除く。）については記載を要しない。」の（ ）内を「前項、1.および2.に関するものを除く。」とすることが適切と考える。</p>
25	<p>実用炉規則第92条第1項第22号に係る審査基準案において</p> <p>「○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。」</p> <p>との記載があり、「格納容器圧力逃がし装置」について、特記されているが、今後、同様に判断基準を明確化が必要となる設備が設置されるような場合があった場合も想定されることから、特定の記載である「原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、…必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。」については、必要ないのではないか。</p> <p>「原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、・・・」の記載については、例示として記載することで良いと考える。</p>
26	<p>実用炉規則第92条第1項第22号に係る審査基準案において、</p> <p>「○重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の</p>

	<p>基本的な考え方が定められていること。」</p> <p>との記載があるが、「基本的な考え方」については、既に、現行の保安規定本文条文「重大事故等発生時の体制の整備」およびそれに紐づく添付3において、「財産保護よりも安全を優先すること」、「炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するための判断基準を社内標準に定めること」として、記載されているとの認識でよいか。</p>
27	<p>下記のとおり、1件の意見を提出します。</p> <p>意見1)</p> <p>(当該箇所) 実用炉規則第92条 第1項 第22号及び第23号:「あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講ずることが定められていること。」</p> <p>(意見) 手順書に固執せず、状況に応じた対応を指向することは合理的と考えられる。反面、実際に処置をとる際に、意思決定のプロセスと処置の責任の所在がはっきりしていないと事故現場が混乱する懸念がある。重大事故等発生時に実効性のある対応が取れるように、事業者と原子力規制委員会が事前の準備を進めるべきである。</p> <p>(理由) 手順書によらないことにより、指揮系統と前線で対応する現場とで認識のずれが発生し、事故対応に影響を及ぼす懸念があるため。</p>